

特許権	判決年月日	令和元年6月17日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	平成30年(行コ)第10006号		
○ 特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるときとは、原特許権者として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に特許料等を納付することができなかったときをいう。				

(事件類型) 異議申立棄却処分取消等 (結論) 控訴棄却

(関連条文) 特許法112条の2第1項

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、特許料等の不納付により消滅したものとみなされた本件特許権について本件納付書を提出したにもかかわらず、特許庁長官から本件却下処分を受けたことを不服として、本件異議申立てをしたが、これを棄却する旨の本件決定を受けたため、控訴人が、本件却下処分及び本件決定の各取消しなどを求めた事案である。

2 原判決は、①本件決定の取消しを求める訴えにおいて、本件決定の違法事由として主張し得るのは、本件決定の固有の瑕疵に限られるところ、かかる主張はないから、本件決定の取消請求には理由がない、②本件納付期間徒過について「正当な理由」は認められないから、本件却下処分の取消請求には理由がないなどと判断して、控訴人の請求を全部棄却した。控訴人は、原判決のうち、上記①②の判断を不服として本件控訴を提起した。

3 本判決は、「正当な理由」の意義につき、以下のとおり判示した上で、本件では「正当な理由」は認められないなどと判断して、本件控訴を棄却した。

我が国では、特許権者は、従前、特許料を追納することができる期間内に特許料及び割増特許料を納付しなかった場合には、「その責めに帰することができない理由」がない限り、救済されなかったところ、平成23年法律第63号による改正後の特許法112条の2第1項により、特許料等を納付することができなかったことについて「正当な理由」があるときは、一定の期間内に限り、これを救済することとされた。

これは、特許法条約（P L T）において手続期間の経過によって出願又は特許に関する権利の喪失を引き起こした場合の「権利の回復」に関する規定が設けられ、加盟国に対して救済を認める要件として「D u e C a r e（相当な注意）を払っていた」又は「U n i n t e n t i o n a l（故意ではない）であった」のいずれかを選択することを認めており（P L T 12条）、同規定に沿った諸外国の立法例として、例えば、欧州においては、「D u e C a r e」基準を採用し、相当な注意を払っていたにもかかわらず期間の不遵守が生じた場合に救済が認められる運用がされていることなどを踏まえ、当時、我が国はP L Tに未加盟であったものの、国際的調和の観点から、特許権者について、期間の徒過があった場合でも、柔軟な救済を図ることにしたものと解される。

もっとも、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」の意義を解するに当たっては、

①特許権者は、自己責任の下で、追納期間内に特許料等を納付することが求められること、②追納期間経過後も、消滅後の当該特許権が回復したものとみなされたか否かについて、第三者に過大な監視負担を負わせることになることを考慮する必要がある。

そうすると、特許法 112 条の 2 第 1 項所定の「正当な理由」があるときとは、原特許権者として、相当な注意を尽くしていたにもかかわらず、客観的にみて追納期間内に特許料等を納付することができなかったときをいうものと解するのが相当である。